

令和3年3月22日
総合教育会議資料

体罰根絶に向けた本年度の取組状況について

平成31年4月に発生した市立尼崎高校男子バレーボール部体罰事案をはじめとする一連の体罰事案を受け、教育委員会ではその根絶に向け、教育長を本部長とする体罰根絶プロジェクト推進本部を設置し、昨年度は全学校園を対象とした体罰アンケートのほか、大学教授や弁護士等から構成された「体罰根絶に向けた有識者会議」による議論を重ねてきたところである。

これらの取組については、昨年7月の第1回総合教育会議の場で報告を行ったところであるが、本年度においては、有識者会議の「議論のまとめ」において提案された、市尼体育科改革をはじめとする体罰根絶のための各取組項目について、別紙のとおり39項目の「教育委員会体罰根絶アクションプラン」として整理し、可能なものから実行に着手してきたところである。

今後とも検討中の項目も含め、引き続き体罰根絶に向け推進本部が中心となり組織をあげて取り組んでいくとともに、これらの取組が学校現場の教育環境の改善や意識改革に十分に機能するよう、効果の検証も含めた進捗管理に努めていく。

以下、主な取組状況とその進捗状況について報告する。

1 体罰等防止ガイドライン（告発方針を含む）の策定

別添1

教職員の体罰の理解を深め、体罰によらない適切な指導に取り組むことを目的に策定中であり、現在は別添1のとおり現在教育委員会事務局案の段階までまとまった。今後専門家や学校現場の意見を参考に調整し、令和3年度上半旬に完成予定。

中身については判例や根拠を示しながら、教育現場の実態を踏まえた具体的かつ理解がしやすいものとし、悪質な体罰を行った場合の刑事告発の方針や指導から除外させることについても盛り込んでいる。

今後は、本ガイドラインの目的や考え方を学校長と共有し、体罰が児童生徒の成長に決してプラスに働かないことや体罰が生じる構造等の知識等を全ての教職員に浸透させ、各人の行動変容につながるよう教育委員会や学校長の主体的な研修により教職員へ周知徹底させていく。

2 尼崎市教育委員会職員の懲戒処分に関する指針の作成

別添2

市長部局が定める懲戒指針等を基本に令和2年7月1日に策定し、既に運用済である。

指針の別表に示した処分標準例においては、学校現場で想定される非違行為である「体罰」や「(指導に当たっての)不適切な言動等」「その他学校事故」について

もそれぞれの代表的な事例や処分量定を明記した。

今後、1のガイドラインと併せて教職員へ周知を図っていく。

3 市立尼崎高校（体育科）のカリキュラム改革

別添3

これまでの実技を中心とした体育科専門科目について、将来スポーツの振興を幅広い分野で担う人材を育てるという観点から、次のような見直しを行った。

- ① 授業と部活動の分離（いわゆる専攻実技の廃止）
- ② スポーツを科学的視点でとらえ、理論と実践を融合
- ③ アスリートだけでなくスポーツに携わる多方面の人材育成

これらについて、令和3年度新入生を第1期生として新たなカリキュラムをスタートする予定であり、現在、教員に対し新カリキュラムの研修等を実施しているところである。

4 プレイヤーズセンタード※の視点を取り入れた部活動方針の見直し

(1) 高等学校 部活動方針（新設）

別添4

部活動の教育的意義や組織的な対応の必要性、部員の声が学校に上がる仕組み等、ガバナンスを意識した内容を盛り込むとともに、計画的な運営や適切な指導法、活動時間や休養日のルール化などを記載した。また、各学校や部活動単位でも運営方針を作成し、HP等で公開することで活動の透明化を図ることとしている。

(2) 中学校 部活動方針（改訂）

別添5

ノー部活デーの取組や適切な運営体制、効率的な活動などを定めた従来の方針（平成31年4月）に加え、新たに生徒の声を聴くしくみ（キャプテン会議等）や部活動の目的（活動を通して育みたい力）の活動方針への明記、指導者も常に学びながら生徒の成長を支援するグッドコーチ像などを盛り込んだ。

これらの方針については、1の体罰等防止ガイドラインと併せて部活動指導者を対象とした研修において周知徹底を行う。また、部活指導者が常に指導の指針として携行し活用出来るよう、本方針と同ガイドライン等の内容を盛り込んだダイジェスト版である「(仮称)部活動指導者ハンドブック」を来年度作成予定。

※プレイヤーズセンタード

生徒を第一に考えるプレーヤーズファーストの考え方が更に発展し、生徒を取り巻く全ての関係者や指導者自身も、それぞれの良好・幸福な状態を目指しながら、生徒をサポートし、気づきを促し、成長に導く考え方。

これにより生徒が自発的な運動の楽しみを感じ、自ら考え、行動できる力を育むことを目指すもので、一連の体罰事案を受けその根絶のために設けられた「体罰根絶のための有識者会議」から提言されたもの。

5 スポーツ指導の高度化を目指した他都市教育機関等との連携協定の締結

(1) 市立尼崎高校と大阪市立桜宮高校（令和2年12月22日締結） 別添6

過去の体罰事案を契機とした学校改革の推進という共通の目標を掲げる両校が連携・協力し、高校教育の発展と関西における高校スポーツ分野の人材育成拠点となることを目指すもの。

（主な連携内容）

- ・生徒の交流、教職員の交流・研修
- ・教育及び研究活動
- ・生徒の実施する社会貢献活動

締結後の状況について、現在は事務レベルでの話は進んでいる一方、現場の教員間の交流が十分に取組めていないことから、活性化を目指し担当窓口や交流委員会の運営などの工夫に努めていく。

(2) 尼崎市教育委員会と大阪体育大学（令和3年3月10日締結） 別添7

スポーツに関する高等教育機関である同大学と相互に連携することで、教育・研究に関するノウハウの蓄積、質の向上を図るもの。

（主な連携内容）

- ・学校教育とスポーツにおける教育活動と研究活動の充実
- ・スポーツ分野における人材育成及び競技力の向上
- ・障がい者スポーツの振興

今後、連携推進会議を設置し、具体的取組の協議・調整を進めていくことになるが、連携の成果については、他の高校や中学校へ還元することも視野に入れ取り組んでいく。

6 体罰防止研修の内容の充実 別添8

令和2年度からの3年間を集中期間とし、外部機関に委託した特別研修を実施している。今年度、管理職にはマネジメント、部活動指導者にはコーチング、一般教員にはアンガーマネジメントといったテーマで全校園が参加し実施した。研修受講者は、自分の指導を客観的にみつめるとともに、自校では研修内容を共有し、様々な体罰防止の取組に活かしている。今後は、より多くの教員が必要なスキルを身につけるよう研修の参加機会を充実させるとともに、研修成果の確認等のため学校訪問でのヒヤリングを行う。また、1の「体罰等防止ガイドライン」を周知する研修を実施する等内容の充実を図っていく。

以上